

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 平成3年3月

昭和44年1月頃に国民年金に加入し、申立期間①は、国民年金保険料を未納にすることなく納付していた。また、申立期間②は、当時勤務していた会社を退職後、国民年金に再加入し保険料を納付していたので、両申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金に加入した昭和44年1月以降、申立期間①を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①は6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間①前後を通じて申立人の住所及び元夫の職業に変更は無く、生活状況にも大きな変化が見られないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間①の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②については、オンライン記録及びA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和59年3月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、平成3年4月1日付けで国民年金に再加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間②について国民年金に未加入であり、申立期間②の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、勤務していたC社がA社に合併された時期であり、勤務場所や仕事の内容に一切変化は無かったのに、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立人と同時期に転籍したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和25年4月30日にC社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和25年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対する申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当時の取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し（A社C出張所から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険被保険者証が、昭和47年5月2日に返納されていることが確認できること、及び申立人と同日の同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚の供述から判断すると、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C出張所における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された退職証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和40年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、適用事業所でなくなった時点の被保険者24人のうち22人が同社の他事業所へ異動したことが確認できるところ、同社C支店から同社B支店以外の事業所に異動した被保険者全員が、C支店の資格喪失日である同年2月28日と同日に資格取得していることから、同年2月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 2322 (旭川国民年金事案 305 及び 527 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月から 40 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料の納付について、二度第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも納付していたものと認めることはできないとされた。

この度、添付した写真で、申立期間当時に居住していた町を思い出し、自分でそれぞれの町役場に国民年金保険料を納付していたことは間違いないと思うので再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立人の妻が未納であった夫婦の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付時期及び納付期間が不明であること、申立人夫婦が納付したとする納付金額と実際に納付した場合の納付金額が相違していること等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 3 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の委員会の通知を受けた後、申立期間について再申立てを行い、申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、依頼人が申立人、受取人が申立人の義理の兄、金額が 18 万円と記載された平成 10 年 12 月 22 日付けの振込金受取書が提出されており、振込金受取書に記載された義理の兄の氏名と金額から、保険料を納付するためにお金を借りたことが確認できると主張しているが、当該振込金受取書からは、申立期間の保険料が納付されたことまでは確認できない上、申立人は、お金を借りたとする義理の兄の所在について、「亡くなったと聞いている。」と述べており、義理の兄の所在が確認できず、当時の納付状況を確認することができない等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定に基づき、22 年

12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間当時に撮影したとする2枚の写真を提出し、当時居住していたA町及びB町において撮影したものであり、それぞれの町役場で国民年金保険料を毎月納付したことを思い出したとして再申立てを行っている。このことについて、両町に照会したが、申立期間に申立人が両町に住所を定めていたこと及び申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付したことを確認できる資料を得ることはできなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月6日にC市で払い出されたものと確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であり、保険料を現年度納付していたとは考え難い。

これらは、年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間、同年10月から49年12月までの期間、63年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和47年10月から49年12月まで
③ 昭和63年8月及び同年9月

A市B区において、当時の夫の分と合わせて二人分の国民年金保険料を納付した。

全ての申立期間について、当時の夫の国民年金保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①及び③に係る申立人の国民年金被保険者資格は、オンライン記録により、平成10年6月9日に遡って記録が追加されたものであることが確認できることから、申立人は、申立期間①及び③当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿等の記録によると、C県D町（現在は、E市）及びF県A市で、申立人に対し二度国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人は、「A市で初めて年金手帳を受け取り、同市で国民年金保険料を納付していた。」と述べている上、特殊台帳（マイクロフィルム）により、D町で払い出された同手帳記号番号が重複により取り消され、当該手帳記号番号に係る国民年金保険料の納付記録として、昭和39年10月から42年3月までの免除記録のみが当該台帳に追記されていることが確認できることから、申立人は、A市で払い出された同手帳記号番号により、国民年金保険料の納付を開始したものと考えられるところ、当該手帳記号番号は、その前後の番

号の被保険者状況調査により 51 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①及び申立期間②の大部分は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び被保険者の国民年金保険料納付記録を管理する電算記録においても、全ての申立期間について、申立人が保険料を同市で納付した記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 27 日から 32 年 10 月 11 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から③までの被保険者期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、私は当時、まだ在職中であり、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給されたと記録されている当時は、A局に在職中であり、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録及びA局から提出された人事記録によると、申立人は、申立期間③の事業所であるA局B事務所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和33年12月16日に喪失し、同日付けでC共済組合に加入し、35年9月6日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、厚生年金保険被保険者期間と共済組合員期間とを通算することはできず、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金を受給することができなかつた上、申立人は、脱退手当金が支給決定された日から約2か月後の昭和35年10月29日にA局を退職し、共済組合員資格を喪失後、41年5月まで厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出票によると、申立人の氏名が昭和35年4月に旧姓から新姓に変更されている記載が確認でき、申立期間の脱退手当金が同年9月6日に支給決定されていることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられ、一連の事務処理にも不自然さはなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4776 (旭川厚生年金事案 220 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 21 日から同年 8 月 26 日まで

申立期間は、A社で勤務し、運搬業務に従事していたが、年金記録が確認できないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認旭川地方第三者委員会(当時)に申し立てたが、同委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、新たに同僚二人の連絡先が判明したので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された日記の記載及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間について、A社で勤務していたことは認められるものの、i) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚のうち3人については、申立人の退職日(昭和32年8月26日)後の、昭和33年に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該3人のほか、申立人と同様に、現場作業員であったと供述している別の3人は、それぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日より、少なくとも1年以上、最長で3年半以上前から当該事業所に勤務していたと考えられることから、申立期間当時、同社では、現場作業員について、入社から相当程度の期間を経過した後に同保険に加入させる取扱いとしていたものと推認できること、ii) 回答が得られた同僚の供述からは、現場作業員であった者のうち、申立人のみが、入社後すぐに厚生年金保険に加入し、給与から同保険料を控除されていたとする事情はうかがえない上、申立人の勤務期間が7か月間であることを考慮すると、申立人は、同保険に加入する取扱いとなる前に当該事業所を退職したものと推認できること、iii) 当該事業所は、平成16年

8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立てを裏付ける証言等を得られなかったこと等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定に基づき、21年6月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに連絡先が確認できた同僚として二人の名前を挙げているが、両人は、いずれも当初の申立てにおいて、既に申立人が名前を挙げた者であるとともに、当初の申立てにおいて、当該二人に照会したところ、このうち一人は病氣療養中のため回答が得られず、他の一人から回答が得られたものの、同人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった上、今回、改めて、回答が得られた上記同僚に照会したが、同人の協力は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、年金記録確認旭川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4777 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132、4255、4325、4438、4616 及び 4710 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社(現在は、B社)C支店で勤務しており、給与は毎年増加していたが、年金記録によると、標準報酬月額が前年より減少又は前年と同額になっている期間があるため、これまで何度も申し立てたが、いずれも記録訂正は認められなかった。しかし、委員会の判断理由には納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和38年1月1日から58年8月1日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち二回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動については、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同

水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和 52 年 6 月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していたD地区及びE地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B社は「そのような事実は無い。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A社F支店又は同社G支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が 45 人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚 21 人のうち回答が得られた 18 人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られず、このうち二人から提供された申立期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること、vi) 申立人は、これまでの申立ての一部において、申立期間を昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間とし、「当時の本給額は 16 万 7,000 円であり、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているところ、申立人が、厚生年金保険の実務担当者であった者として新たに名前を挙げた同僚の供述及び当該同僚から提供された同年 4 月分から同年 11 月分までの給与明細書により、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できるとともに、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが再度確認されていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 21 日付け、同年 10 月 30 日付け、22 年 6 月 11 日付け、23 年 4 月 1 日付け、同年 9 月 16 日付け、24 年 1 月 13 日付け、同年 6 月 1 日付け、同年 11 月 9 日付け、25 年 5 月 17 日付け及び同年 8 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回の申立時と同一の資料等を提出し、「委員会の判断理由には納得できない。」と主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 20 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人が申立期間に勤務していた事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和37年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 53 年 2 月まで

A社で働いていた時は、給与が年々上がっていたのに、標準報酬月額が昭和47年7月に一度下がってから53年2月まで低い標準報酬月額で記録されているのは、間違っていると思うので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録によると、昭和53年3月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、「事業主であった父は、病氣療養中であり、照会文書に答えることができない。会社も一度倒産しており、書類等は一切残っていない。」と事業主の息子は回答しており、申立人の主張を裏付ける供述や資料を得ることはできない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、申立期間中に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる90人の標準報酬月額の推移を確認したところ、90人のうち41人については、申立期間中において標準報酬月額が下がっており、その後の定時決定・随時改定で上がっていること、上記41人のうち、昭和47年7月に標準報酬月額が下がっている者が、申立人を含め8人確認できるが、その直後に資格喪失した者2人を除く6人全員が、その後の定時決定・随時改定で標準報酬月額が上がっていることが確認できることから判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、他の同僚と異なる取扱いが行われたという事情は見当たらない。

さらに、申立人と同様に昭和47年7月の随時改定により標準報酬月額が下がっている7人のうち、オンライン記録により生存及び所在が確認できた者4人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、いずれも「自身の厚生

年金保険の標準報酬月額を確認しているが、記録がおかしいと思ったことはない。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4780（事案 1928 及び 3188 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
② 昭和 28 年 10 月 31 日から 31 年 1 月 6 日まで

申立期間①は、中学校卒業後、A社B事業所の下請であり、C市に所在したD組に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D組を退社後、同様にA社B事業所の下請であり、C市に所在したE組に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、二回にわたって第三者委員会に申し立てたが、いずれも認められなかった。

今回、両申立期間において同じ事業所で一緒に勤務していた同僚は既に亡くなっているが、その妻（実姉）に当時の状況を確認してほしいので、再度、申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 事業所名簿によれば、C市に所在するD組及びE組が厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、商業登記簿謄本の記録においても、両事業所が申立ての地域に所在していたことが確認できないこと、ii) 申立人がD組と一緒に勤務していたとする同僚二人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないほか、申立人はE組と一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から両事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができないこと、iii) 地元の商店及びA社B事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者の供述により、両事業所が申立ての地域に所在していたことはうかがわれたものの、両事業所の事業主及び従

業員に係る供述が得られなかったこと、iv) C市商工会議所に照会したものの、「昭和52年以前の資料は火災により焼失したため、当時の状況は分からない」と回答していること、v) 申立人が両事業所の元請であったとするA社B事業所においても、申立人が厚生年金保険に加入していた形跡が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は、新たに申立期間①において一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げているが、申立人が両人の姓しか記憶していないことから、いずれも個人を特定することができないため、これらの者からD組における厚生年金保険の適用状況について確認することはできないこと、ii) 申立人は、「当初の申立てに係る地元商店等に対する調査により、両事業所が実際に存在していたことが判明したのだから、もっとよく調査してほしい。」と主張しているが、商業登記簿謄本の記録から両事業所の事業主等を特定することはできない上、両事業所が申立ての地域に所在していたことをうかがわせる供述を行った地元商店及びA社B事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、いずれも両事業所の事業主や従業員の氏名までは記憶していないことから、当該地元商店等の情報を基にこれ以上の確認を行う余地も無いため、当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに申立期間①及び②において同じ事業所で一緒に勤務していたとする既に死亡している同僚の妻の名前を挙げているが、当該同僚の妻は、「申立人と夫は、D組及びE組で勤務していたが、勤務期間など詳細は分からない。また、両事業所の事業主及び従業員の名前も分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び両事業所に関する具体的な情報は得られなかった。

また、当該同僚は、申立期間①の一部を含む昭和21年8月27日から28年9月19日までの期間については、別の事業所であるA社B事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、同社及び同社同事業所から分離したF社は、いずれも「D組及びE組のことは、何も分からない。また、下請事業所の従業員の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

なお、申立人が同じ事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、上述のとおり、A社B事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、今回、改めて同社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人が両申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡は無

い。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4781 (事案 2290、3136、4062、4232、4329 及び 4531 の再
申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月中旬から 35 年 3 月下旬まで
② 昭和 35 年 12 月初旬から 36 年 3 月下旬まで
③ 昭和 36 年 12 月初旬から 37 年 3 月下旬まで
④ 昭和 37 年 12 月初旬から 38 年 3 月下旬まで
⑤ 昭和 38 年 12 月初旬から 39 年 3 月下旬まで
⑥ 昭和 39 年 12 月初旬から 40 年 3 月下旬まで

中学校を卒業後は、A丸及びB丸に乗船していたが、申立期間①から⑥までの船員保険の被保険者記録が無いので、これまで6回にわたり、年金記録の訂正を第三者委員会に申し立てたものの、いずれも認められないとの通知をもらった。

今回、新たに、申立期間当時の状況を証言してくれる方が見付かったので、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までに係る申立てについては、i) 船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、当時のA丸の船舶所有者及びB丸の船舶所有者は、いずれも既に死亡していることが確認できることから、申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人は、A丸及びB丸の船長(以下「船長」という。)及び他の同僚一人が作成した証明書を提出しているところ、この船長は、「申立人は、昭和43年以後にB丸に乗船していたが、それ以前にA丸に乗船していた記憶は無い。証明書は、当時の海員名簿に基づいて作成した。」と供述しており、同人から提供された「B丸海員名簿」によると、申立人の雇入期間は、申立人の船員保険被保険者記録と

ほぼ一致していることが確認できるとともに、他の同僚一人も、「申立人から依頼されたとおりの文面で証明書を作成したが、申立人が乗船していた時期や期間などは詳しく覚えていない。」と供述していること、iii) 上記 ii) のほか、申立人は、A丸及びB丸の船頭（既に死亡している。）の子が作成した証明書を提出しているものの、当該証明書には、申立人が申立期間①から⑥当時にA丸又はB丸に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、この船頭の子からは、申立人の申立内容を裏付ける供述が得られなかったこと、iv) A丸及びB丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①から⑥までの期間及びその前後の期間において、船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、9人（前述の船長及び同僚一人を除く。）から回答が得られたものの、いずれの同僚からも、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られなかったこと、v) 申立人は、「当時、船員保険料を、会計担当者であった船頭に現金で届けていた記憶がある。」と主張しているところ、これまでに回答が得られた前述の合計12人のうち3人は、「当時、船員保険料は給与から控除されており、会計担当者に現金で届けることはなかった。」と供述していること、vi) A丸及びB丸に係る船員保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間①から⑥までの期間及びその前後の期間において、申立人が船員保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、vii) 申立人は、中学校の同級生が作成した証明書を提出して、「この証明書があるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているところ、当該証明書には、申立人が中学校を卒業した後に漁業に従事していた旨記載されているものの、この同級生は、「依頼があったため、私が記憶していることを記載したが、申立人が漁師として勤務していた期間、従事していた漁の内容、乗船していた船の名前及び船員保険の加入状況については何も分からない。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付け、同年12月17日付け、23年8月12日付け、同年12月16日付け、24年6月1日付け及び25年3月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たにC町の漁業経営の詳細が分かる者としてC漁業協同組合のD職の名前を挙げ、この者から当時の状況の確認を求めているが、同人は、「申立人のA丸及びB丸における乗船期間及び両船舶における乗組員の船員保険の適用については分からない。申立期間当時の資料も残されていない。」と供述しており、申立人の全申立期間における勤務実態、船員保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、全申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 5 月 6 日まで
② 昭和 41 年 12 月 10 日から 42 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 12 月 30 日から 44 年 5 月 1 日まで

昭和 38 年 9 月から 41 年 8 月まで A 社に継続して勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

昭和 41 年 11 月から 44 年 12 月まで B 社（名称変更後は、C 社）に継続して勤務していたが、申立期間②及び③について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務していたことを証明する資料等はないが、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①当時、A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は昭和 41 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時、当該事業所において一緒に勤務していた同僚 3 人の名前を挙げているが、そのうち二人は既に死亡しており、唯一、生存及び所在が確認できた同僚は、「申立人と同じような職種だった。当時は、会社の経営状況が悪く、運転部門については冬から春にかけては仕事が無くなるので、社会保険の対象者から外されることが度々あった。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被

保険者原票」という。)を確認したところ、当該3人は、いずれも申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。

さらに、上記被保険者原票により、申立期間①及びその前後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚16人(前述の3人を除く。)に照会したところ、回答が得られた6人のうち5人は、申立人を記憶していたものの、申立人とは職種が異なっており、その全員が「申立人の厚生年金保険の取扱い及び同保険料控除については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を裏付ける供述を得ることができなかった。

- 2 申立期間②及び③について、申立人の、「冬期間は車の修理をし、年に1、2回程度は除雪作業をしていた。」旨の具体的供述から判断すると、申立人は、申立期間②及び③当時、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成18年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②及び③当時の事業主で、かつ、経理を担当していたとされる者は既に死亡している上、解散時の事業主は、「資料は保管しておらず、当時のことは不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間②及び③において当該事業所で一緒に勤務した同僚を記憶しておらず、これらの者から申立期間②及び③における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立期間②について、当該事業所の被保険者原票により、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚4人のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、いずれも「申立人が当該期間に勤務していたか記憶していないので、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

加えて、申立期間③について、当該事業所の被保険者原票により、申立期間③に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚二人のうち、生存及び所在が確認できた一人に照会したが、協力が得られず、申立期間③の直前において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる7人(申立人を含む。)について、その後の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、そのうち申立人を含む5人については、申立期間③中に資格を喪失し、その後、再度資格を取得していることから判断すると、当該事業所は、多くの従業員について冬期間に同保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。